

個人・住宅向け 平成23年度江東区地球温暖化防止 設備導入助成事業のご案内

申請できる方

平成24年3月15日までに設備導入完了報告書を提出できる方で、(1)～(3)に該当する方

- (1) 区内に住宅(店舗、事業所等を併用する住宅及び賃貸住宅を含む。)を所有する個人又は区内に自らが所有する住宅を求めようとする個人。
- (2) 住宅の所有者(法人以外)から設備を設置することについて同意を得ている場合は、賃貸住宅又は使用貸借住宅の居住者。
- (3) 共用部分に電力を供給する太陽光発電システムの設置又は屋根・屋上に高反射率塗装の被覆工事を行おうとする区内にある分譲集合住宅の管理組合

ただし、次の方には助成金を交付できません。

住民税を滞納している方。

設置する住宅の販売・譲渡を目的とする方

この事業の助成金の交付は、同一住宅(太陽光発電システム、高反射率塗装及び集合住宅については1棟)につき、助成対象設備の種類ごとに1回限りとなります。

申請に必要な書類

「平成23年度(個人・住宅向け)申請書提出にあたってのご注意」(P3-4)

をご参照ください。必ず工事着工前に申請が必要です。

- ・設備導入の際は、日照、建物の構造、周辺の住環境等を十分検討してください。
- ・太陽光発電システム設置により、雨漏り等の問題が生じるケースが発生しています。保険制度の活用等、事前にご確認ください。
- ・国・都の補助金と併用できる場合があります。お問合せの上、申請時期、工事日程、機種などをよくご検討ください。ただし、都が行う「家庭用創エネルギー機器等導入促進事業」による「ガス発電給湯器」及び「燃料電池装置」については補助金の併用ができません。
- ・この事業は「みどり・温暖化対策基金」を活用しています。

江東区温暖化対策課環境調整係 電話 03-3647-6124

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号
江東区役所隣 防災センター6階 4番窓口



助成対象設備・助成金額

設備の種類	要件	助成金額
太陽光発電システム	住居用途に供する部分（共用部分を含む。）において使用する太陽光発電システムであって、次の要件をすべて満たすもの。 財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので区が認めるもの。 電力会社と電力供給に関する契約が締結していること。 申請する太陽電池モジュールの公称最大出力が1kW以上のもの。	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kW当たり50,000円 （上限 200,000円、集合住宅で共用部分に連系する場合は、上限 1,500,000円）
ソーラーシステム	住居用途に供する部分において使用する強制循環式ソーラーシステムであって、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので区が認めるもの。	設置に要する経費の10% （上限 100,000円）
太陽熱温水器	住居用途に供する部分において使用する自然循環式太陽熱給湯器であって、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので区が認めるもの。	設置に要する経費の10% （上限 30,000円）
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	住居用途に供する部分において使用するCO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機であって、社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R規格に基づく年間給湯効率（以下「年間給湯効率」という。）が3.1以上であること。ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率が2.7以上であること。 ア 使用地が塩害地向けの機種 イ 薄型2缶タイプ ウ 角型1缶タイプ エ 容量が200リットル以下の小容量タイプ オ 一体型タイプ カ 多機能タイプ	設置に要する経費の10% （上限 1設備当たり80,000円）
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）	住居用途に供する部分において使用する定格熱出力58kW未満の、潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器であって、JIS基準（JIS S 2109）に基づく給湯熱効率が95%以上であること。ただし、定格熱出力が35kW以上の潜熱回収型給湯器については、窒素酸化物の排出濃度について、東京都低NOx、低CO ₂ 小規模燃焼認定要綱（平成21年3月10日付20環改大第924号）第3条第1項の認定基準を満たすものであること。	設置に要する経費の10% （上限 1設備当たり50,000円）
ガス発電給湯器（エコウィル）	住居用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、次の要件をすべて満たすもの ガスエンジンユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率（以下「総合効率」という。）が低位発熱量基準（以下、「LHV基準」という。）で80%以上であること。 貯湯ユニット（ガスエンジンの排熱を回収できる貯湯槽）の容量が120リットル以上であること。	設置に要する経費の5%（上限 1設備当たり50,000円）と10万円を加えた額
家庭用燃料電池装置（エネファーム）	住居用途に供する部分において使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、次の要件をすべて満たすもの 1台あたりの発電能力が定格出力0.5kWから1.5kWまでの間であること。 貯湯容量が150リットル以上の貯湯ユニットを有するもの又はこれと同等の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 JIS基準（JIS C 8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	設置に要する経費の10% （上限 1設備当たり400,000円）
高反射率塗装	住居用途に供する部分（共用部分を含む。）の屋根・屋上において被膜工事を行う高反射率塗料であって、次の要件をすべて満たすもの。 グレー（N6）塗料の試験体で、定められた試験方法による第三者機関における日射反射率測定値（全波長領域）が50%以上の製品とする。（揮発性有機化合物の含有量が少ないものを選択すること） 備考参照 なお、当該塗料と同等の製造技術により製造された塗料であれば、グレー（N6）以外の色の塗料であっても助成対象とする。	屋根・屋上に使用した塗料材料費全額 （上限200,000円、集合住宅は 1,500,000円）

- 備考
- ・設備は未使用品とし、中古品は対象外とする。
 - ・助成金額を算出する際には、1,000円未満の端数は切捨てとする。
 - ・「設置に要する経費」とは、設備本体、部材、架台等の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用とする。
 - ・設置に要する経費及び塗料材料費は消費税抜きとする。
 - ・集合住宅とは独立した住居が5以上ある建築物のことをいう。
 - ・日射反射率の試験方法は、JIS K5602（塗膜の日射反射率の求め方）に従うものとする。ただし、以前 JISR3106（板ガラス類の透過率、反射率、放射率、日射熱取得率の試験方法）又は JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）に従い、測定・算出した資料があれば、その結果を使用することができる。

平成23年度（個人・住宅向け）申請書提出にあたってのご注意

申請書（様式1）の「住宅設備助成事業」に をつけて、必要事項を記入の上、下記必要書類を添えて、当該設備の着工前日までに区窓口へ提出してください。（必要書類がそろっていないと、受付は出来ません）

設備工事施主と申請者は同一の方となります。（完了報告書提出の際には、申請者名義の領収書等の写しが必要になります。）

様式1～3については、江東区のホームページより印刷できます。

様式に決まりがないものは、全てA4サイズで提出してください。

提出添付書類

1 設備の要件を満たしていることがわかる資料

と の両方を提出してください。

導入する設備のカタログまたは導入する設備の仕様書
平面図等

- ・既存の設備と新しく設置する場所を明記すること。
- ・導入する設備のメーカー・品番・数量等を記載すること。
- ・太陽光発電システム、ソーラーシステム、太陽熱温水器は、モジュール、パネル、集熱板の配置図面を提出すること。
- ・高反射率塗料の場合は塗装する場所を色別すること。
- ・太陽光発電及び高反射率塗装で集合住宅扱いの場合はその戸数がわかる図面を提出すること。

2 助成対象設備経費内訳書（様式2）

- ・設備毎に一枚ずつ提出してください。
- ・金額欄には値引き後、消費税抜きの金額を記載してください。
- ・付属機器、設備工事に係る費用については、該当設備設置に必要最低限の経費のみ記載してください。（諸経費は必要経費に含めてかまいません）（対象外経費・・・電力変更申請費、事務・申請代行手数料、カラーモニター、既設機器撤去・処分費、暖房管接続費、床暖房リモコン、工事に伴うその他設備の移設費、オール電化工事に伴うガス管撤去費、等）
- ・材料費については、値引き後の下地塗装と高反射率塗装の材料金額を記載してください。（対象外経費・・・防水シート等）

3 対象設備の概要書（様式3）

- ・該当する対象設備の項目のみ記入してください。

申請書提出後、導入する設備の品番等が変更になる場合は、すみやかに担当係にご連絡下さい。ご連絡がない場合は、状況によっては交付決定の取消になる場合がありますので、ご注意下さい。

4 工事着手前の写真

- ・既存設備と新規設備の設置場所の（設備の設置前であることがわかる）写真をそれぞれ提出すること。
- ・新築、建替えなどの場合で建築前、中の場合は、近隣住宅も風景に写っている写真を提出すること。

5 申請者の最新の住民税納税証明書の写し

- ・6月までは平成22年度の住民税納税証明書(または住民税非課税証明書)を提出すること。
- ・7月以降は平成23年度の住民税納税証明書(または住民税非課税証明書)を提出すること。

6 工事請負契約書の写し

- ・新築・建替え住宅の場合は、申請者名義の工事請負契約書で建築用地の所在地の記載があるものを提出すること。また導入設備の契約変更等がある場合はその変更契約書の写しも提出すること。

7 同意書

- ・賃貸住宅・事務所等の場合は、当該建物の所有者が記入した同意書を提出すること。

8 第三者機関の証明書の写し

- ・高反射率塗装の場合は、要件を満たすことが確認できる第三者機関の証明書を提出すること。
(第三者機関の例 (財)日本塗料検査協会、(財)建材試験センターなど)

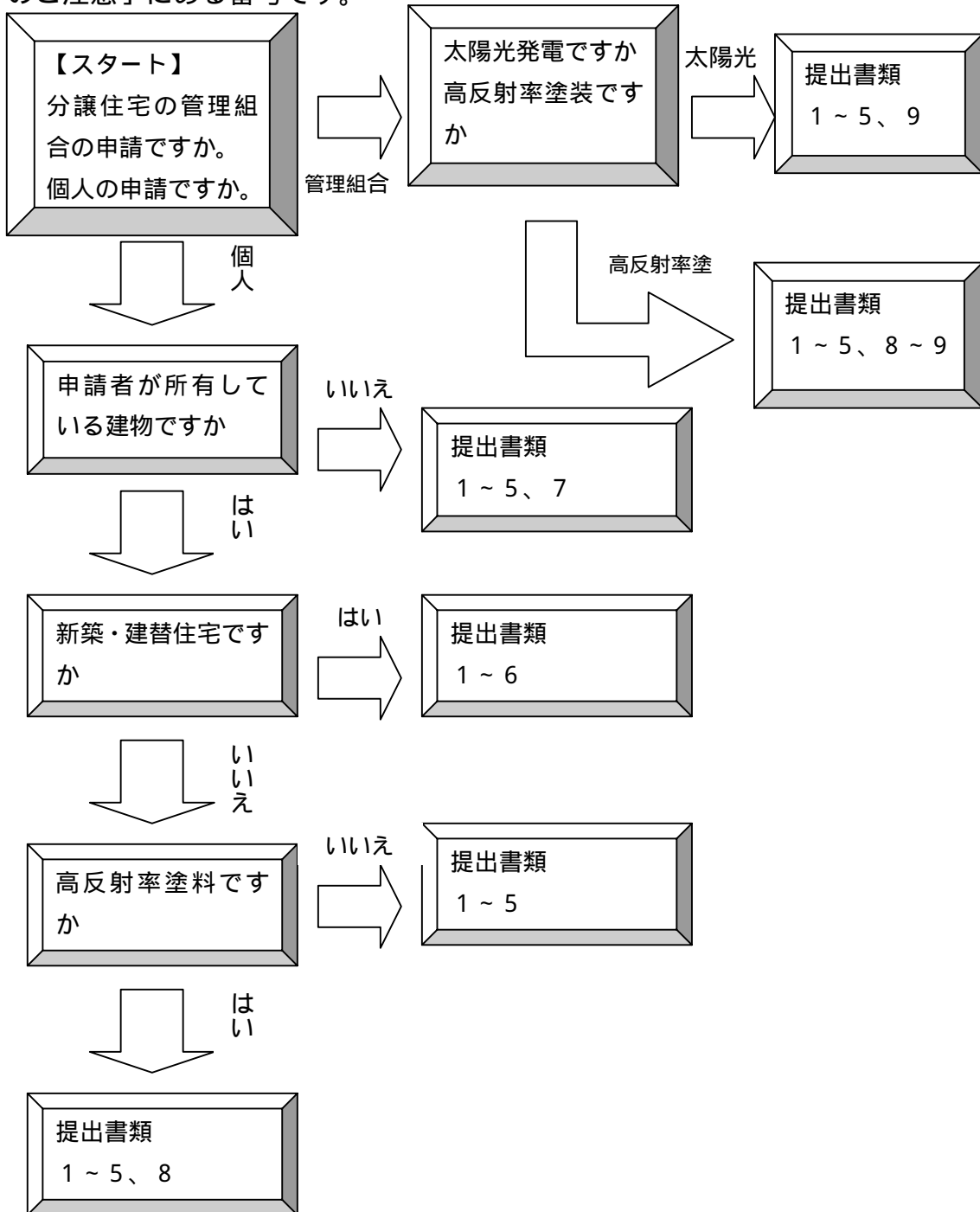
9 管理組合の管理規約及び、対象設備の導入を決めた決議書または会議録の写し

分譲集合住宅の管理組合が、当該集合住宅に太陽光発電システムまたは、高反射率塗装の申請をする場合は、 と の両方を提出してください。

管理組合の管理規約
対象設備の導入を決めた決議書または会議録の写し。

申請書の添付書類について

申請に必要な添付書類について、下記の質問に該当する矢印をたどり提出書類をご確認下さい。なお、提出書類の番号は、「23年度申請書提出にあたってのご注意」にある番号です。



助成手続きの完了までのご案内

